

宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第17号

宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宍粟市病院事業の設置等に関する条例（平成17年宍粟市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u> の規定に基づき病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定に基づき病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

第2条 宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(経営の基本) 第3条 [略] 2 診療科目は、次のとおりとする。 [(1) 略] (2) <u>外科</u> (3) <u>整形外科</u> (4) <u>小児科</u>	(経営の基本) 第3条 [略] 2 診療科目は、次のとおりとする。 [(1) 略] (2) <u>循環器内科</u> (3) <u>消化器内科</u> (4) <u>糖尿病内科</u>

改正前	改正後
<p>(5) <u>産婦人科</u></p> <p>(6) <u>眼科</u></p> <p>(7) <u>放射線科</u></p> <p>(8) <u>皮膚科</u></p> <p>(9) <u>リハビリテーション科</u></p> <p>(10) <u>耳鼻咽喉科</u></p> <p>(11) <u>泌尿器科</u></p> <p>(12) <u>精神科</u></p> <p>(13) <u>人工透析内科</u></p> <p>(14) <u>病理診断科</u></p> <p>(15) <u>臨床検査科</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[3 略]</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定に基づき病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(5) <u>腎臓内科</u></p> <p>(6) <u>脳神経内科</u></p> <p>(7) <u>人工透析内科</u></p> <p>(8) <u>外科</u></p> <p>(9) <u>消化器外科</u></p> <p>(10) <u>整形外科</u></p> <p>(11) <u>精神科</u></p> <p>(12) <u>小児科</u></p> <p>(13) <u>皮膚科</u></p> <p>(14) <u>泌尿器科</u></p> <p>(15) <u>産婦人科</u></p> <p>(16) <u>眼科</u></p> <p>(17) <u>耳鼻咽喉科</u></p> <p>(18) <u>リハビリテーション科</u></p> <p>(19) <u>放射線科</u></p> <p>(20) <u>病理診断科</u></p> <p>(21) <u>臨床検査科</u></p> <p>[3 略]</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定に基づき病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。